

広島地方最低賃金審議会
第3回 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和4年10月26日(水) 8時55分～11時37分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 2人 出席 3人 出席 3人	定数 3人 定数 3人 定数 3人
主要議題	1 広島県はん用機械器具製造業等最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県はん用機械器具等製造業最低賃金の改正決定について 事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。労働者代表委員は前回と同額の引上げ額 31円、使用者代表委員も前回と同額の引上げ額 20円を提示した。 その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたが合意に至らなかったことから、公益代表委員から、現行の特定最低賃金額 958円を 26円引き上げて 984円とする公益案が提示され、採決の結果、全会一致で公益案どおり結審となった。 11月1日に開催予定の第545回本審で部会長報告を行うことが了承された。			
2 その他 今後の審議会の開催予定 第545回本審 11月1日(火) 午前10時00分～ (異議申出があった場合) 第546回本審 11月17日(木) 午前中			